

前橋市緑の基本計画改定支援業務 仕様書（案）（債務負担行為）

（前橋市建設部公園緑地課）

第1章 総 則

第1条 適用

この業務委託仕様書は、本市緑の基本計画改定支援業務に適用する。

第2条 業 務 名

前橋市緑の基本計画改定支援業務

第3条 業務期間

令和8年10月下旬（予定）から 令和10年3月23日（木）まで

第1期（令和8年度）：令和8年10月下旬（予定）～令和9年3月31日

第2期（令和9年度）：令和9年4月1日～令和10年3月23日

第4条 目的

本業務は、現行の「前橋市緑の基本計画」の計画期間満了を見据え、都市緑地法に基づく「前橋市緑の基本計画」を改定するために必要な調査、分析、評価及び計画立案を行うことを目的とする。

改定に当たっては、本市の緑を取り巻く現状及び課題を把握するとともに、人口減少・少子高齢化の進展、気候変動への対応、生物多様性の保全、脱炭素社会の実現などの社会情勢の変化を踏まえ、本市における緑の将来像、施策の方向性及び推進方策の検討を行うこととする。

本市が保有する公園ストックについては、将来にわたり持続可能な公園のあり方を検討するため、現状、利用特性及び課題を把握・分析するとともに、人口構造や利用ニーズの変化等を踏まえ、集約、機能分担、機能転換等を含む公園ストック再編の考え方を整理し、今後策定を予定する公園ストック再編計画の検討に資する基本方針及び方向性を示すことを重要な視点とする。

これらを踏まえ、ウェルビーイングの向上及び持続可能な緑の保全・創出を基本的な視点とし、市民・事業者・関係団体等との協働による緑のまちづくりの推進を図るための計画を策定するものとする。

第5条 主任技術者、照査技術者及び実施体制

（１）受注者は、本業務における主任技術者及び照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

（２）主任技術者

主任技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有する者とし、

平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した地方公共団体発注の緑の基本計画の策定又は改定業務において、主任技術者又は照査技術者として従事した実績を有する者を配置すること。

主任技術者は、本業務全体の統括管理を行うとともに、監督員との協議、調整及び計画内容の取りまとめに主体的に従事するものとする。

(3) 照査技術者

照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有する者とし、平成 28 年 4 月 1 日以降に完了した地方公共団体発注の緑の基本計画の策定又は改定業務において、主任技術者又は照査技術者として従事した実績を有する者を配置すること。

(4) 実施体制

受託者は、本業務の実施に当たり、緑被率算定、公園利用実態調査、人流データ分析、市民アンケート調査及びワークショップ運営等の実績を有する技術者を配置し、適切な実施体制を構築するものとする。

(5) 主任技術者及び照査技術者は原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、発注者の了解を得なければならない。

第 6 条 関係法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令・規程等に準拠するものとする。

- (1) 都市緑地法
- (2) 都市計画法
- (3) 都市公園法
- (4) 個人情報保護に関する法律
- (5) 前橋市契約規則
- (6) 群馬県設計業務委託仕様書
- (7) 緑の基本計画ハンドブック（令和 3 年改訂版）
- (8) その他関係法令、通知、指針等

第 7 条 上位計画及び関連計画等

本業務の実施にあたっては、下記の計画との整合を図ること。

- (1) 前橋市総合計画
- (2) 群馬県緑の広域計画（策定中）
- (3) 前橋市都市計画マスタープラン
- (4) 前橋市立地適正化計画
- (5) 前橋市環境基本計画
- (6) 前橋市景観計画
- (7) その他現計画に記載された関連計画等

第8条 受注者の義務

- (1) 受注者は、業務の履行にあたり業務の方針に従い、諸要件を満足するよう必要な技術を十分に発揮しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の履行にあたり発注者より貸与された資料等については、適切な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、業務の実施に関して知りえた個人情報については、情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第9条 提出書類

受注者は、業務着手前に以下の関係書類等を提出するものとする。

- (1) 主任技術者届及び照査技術者届（経歴書含む）
- (2) 資格証明書の写し（主任技術者及び照査技術者）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書（以下第10条に示す）
- (5) その他必要書類

第10条 業務計画書

- (1) 受注者は、契約後すみやかに業務計画書を提出して承諾された後、業務に着手することとする。
- (2) 業務計画書には、計画図書に基づき下記の事項を記載するものとする。

ア 業務概要	イ 実施方針
ウ 業務工程	エ 業務組織計画
オ 打合せ計画	カ 照査計画
キ 成果品の内容、部数	ク 使用する主な図書及び基準
ケ 連絡体制（緊急時含む）	コ その他

第11条 貸与資料

本業務の実施にあたって必要な資料・データは、本市から受注者へ貸与するものとする。

受注者は、貸与された資料の取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても、監督員の承諾なくして複製等を行ってはならない。

また、受注者は、業務終了後、速やかに貸与された資料を本市に返却し、監督員による検収を受けなければならない。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 現計画書 | 1 式 |
| (2) 現計画書の策定資料 | 1 式 |
| (3) 都市計画 GIS データ | 1 式 |
| (4) 都市公園状況図データ | 1 式 |
| (5) その他発注者と受注者の協議により貸与できる資料 | |

第 12 条 成果品の照査

成果品の照査結果は、任意様式により提出するものとする。

第 13 条 報告

業務の完了を報告するときは、業務完了報告書を提出すること。

第 14 条 契約金額の支払い方法

契約金額の支払いは、中間検査合格後の部分払い及び業務完了検査合格後の完了払いとし、請求に基づいて支払うものとする。

第 2 章 業務内容

【令和 8 年度】

(1) 計画準備

業務の実施に当たり、契約確定の日の翌日から 2 週間以内に、業務計画書（第 10 章）を作成し、監督員の承認を得ること。

(2) 現況及び関連計画の把握

① 現状把握

本市の自然的・社会的状況（地形、動植物・生態系の状態、公園緑地の配置、人口動態、土地利用状況等）の現況及び経年変化、近年の国内外における社会情勢の変化等を整理する。

② 関係法令及び関連計画の整理

緑の基本計画に関係する国、群馬県、本市の総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画、景観計画等の主な関連計画について整理する。また関係法令及び関連計画の内容を整理するとともに、本市の緑化施策との関係及び改定に当たり考慮すべき事項を整理する。

③ 緑の現況調査資料等の作成

緑の現況等を示す各種図表を作成する。作成する図表等は以下を想定するが、市担当者と協議の上、必要な資料の作成を行うこと。

- ・ 緑の特性図
- ・ 水系・河川図
- ・ 古墳・社寺等の巨木分布図
- ・ 主な公園・街路樹位置図
- ・ 緑地現況図
- ・ 緑地現況調書
- ・ 緑地現況量の計量
- ・ 地域制緑地現況図

- ・都市公園等現況図
- ・緑被現況図
- ・緑被現況調書
- ・緑被調査の実施

緑被率については、国土交通省「緑被率の算定手法の手引き（2026年4月）」に基づき算定すること。また、JAXA 土地被覆データを活用した緑被率の算定に加え、同手引きに示す手法により補正緑被率を算定すること。

なお、過去に実施した調査結果とは、使用するデータの前提条件や作業手順が異なることを踏まえた上で、増減傾向を考察するものとする。集計及び取りまとめの様式等は協議の上決定するものとする。

（３）市民・民間企業の意向把握（市民アンケート）

「前橋市緑に関するアンケート調査」等の既存調査結果を踏まえ、市民の意向や緑に関する現状・課題を整理すること。あわせて、市民の緑施策に対する意向及びニーズを把握するため、市民アンケート調査を実施すること。なお、調査対象は市民 3000 人程度とし、郵送方式を基本とする。

なお、市民アンケートの設問内容の検討に当たっては、市が指定する有識者の技術的助言を受ける機会を設け、設問内容の検討に反映するものとする。

また、市が別途実施する子ども向けアンケート調査の結果について分析を行い、市民アンケート結果と併せて世代別の意向や課題を整理し、施策検討の基礎資料として取りまとめること。

また、民間企業との協働による緑化施策の推進を図るため、市内企業を対象としたアンケート調査を実施し、緑化施策への参画意向、取組状況、課題及びニーズを把握・整理すること。

なお、市民アンケート、子ども向けアンケート及び民間企業アンケートの結果については、相互の関連性を踏まえて総合的に分析し、主体ごとの意向及び課題を整理すること。

（４）庁内関係各課ヒアリングの実施支援

庁内の関連する各部署に対し、現行計画に位置付けられた各施策の実施状況及び現状の課題や今後の連携等についてヒアリング等により意見の聴取及び取りまとめを支援する。

（５）前計画の評価及び調査結果の分析・評価並びに課題の整理

（２）から（４）までの調査結果を踏まえ、本市の緑を取り巻く現状及び課題を体系的に整理するものとする。また、市が提供する資料等を基に、現行計画に位置付けられた施策及び事業について、進捗状況、成果及び課題を整理するとともに、その達成状況を評価するものとする。

さらに、法制度の改正、人口減少・少子高齢化の進展、気候変動への対応、生物多様性の保全、脱炭素社会の実現など、本市の緑を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、調査結果を分析・評価し、今後の改定計画に向けた課題及び重点的に対応すべき事項を整理するも

のとする。

（６）計画改定の方向性の検討

（５）の分析・評価結果及び課題整理結果を踏まえ、関連計画及び総合計画の検討状況との整合を図りながら、本市の緑の将来像及び計画改定の方向性について、以下の視点を踏まえて検討するものとする。

- ① ウェルビーイングの向上に資する緑の機能及び役割
- ② 持続可能な緑の保全・創出
- ③ 将来にわたり適切に維持・活用できる公園ストックの配置・再編及び管理運営
- ④ 市民・事業者・関係団体等との協働による緑のまちづくり

以上の検討結果を踏まえ、計画改定の基本的な考え方及び骨子案を作成するものとする。

（７）審議会等の運営支援

① 庁内検討会議の運営支援

関連する各部局が連携し施策を推進する観点から検討を行う庁内検討会議（１回）の開催にあたり、会議で使用する資料の作成を行う。なお、会議は１１月頃を予定。

② 審議会の運営支援

水と緑のまちをつくる審議会（１回）で使用する資料の作成をするとともに、審議会に出席し、必要な支援を行う。なお審議会は、１２月２５日を予定。

（８）業務報告書（中間）の作成

１年目に実施した調査、分析・評価、課題整理及び計画改定の方向性の検討結果等を取りまとめ、業務報告書（中間）を作成するものとする。

（９）打合せ

業務の進捗確認と方針決定のため、市担当者と定期的な打ち合わせを行い、議事録の作成を行う。議事録は打ち合わせ後、概ね一週間以内に市へ提出すること。なお、打ち合わせは４回（当初１回・中間２回・業務中間報告１回）を想定する。

（１０）中間検査

市は、提出された業務報告書（中間）について中間検査を行うものとし、受託者は検査において修正等を求められた場合は、速やかにこれに対応するものとする。なお、中間検査に合格した成果については、契約書の定めるところにより部分払いの対象とする。

【令和９年度】

（１）市民の意向把握（ワークショップ）

計画策定への市民参画を図るため、公園ストック再編に関する市民意見の把握を目的としたワークショップを企画・運営すること。

なお、子どもの視点による意見把握及び多世代の市民による意見交換の機会を確保する

ものとし、子供向け及び多世代向けを各 1 回、計 2 回以上実施すること。実施結果については分析・整理のうえ、報告書として取りまとめること。

（２）公園利用実態調査の実施

市が指定する 3～4 地区において公園利用実態調査を実施すること。調査対象は各地区 4～5 公園程度（合計 15 公園程度）とし、利用状況、利用者属性及び利用特性等を把握するものとする。

調査は、受託者が実施する現地カウント調査及び市が提供する人流ビッグデータの分析を組み合わせで行うものとする。なお、現地カウント調査は平日及び休日を含めた調査日程について市と協議の上設定すること。人流ビッグデータについては、市が別途取得したデータを提供するものとし、当該データを用いて利用者属性、利用実態等を分析すること。

なお、調査対象公園は契約後に発注者が指定する。

（３）計画目標及び基本方針の検討

令和 8 年度並びに令和 9 年度実施する各種調査等の成果を踏まえ、本市の緑の将来像、基本理念及び計画目標を整理するとともに、これらの実現に向けた緑の将来構造、基本方針及び計画フレームについて検討するものとする。また、ウェルビーイングの向上、持続可能な緑の保全・創出、公園ストックの適正配置及び管理運営、市民協働の推進等の観点から施策体系の基本的な方向性について検討するものとする。

（４）緑の配置方針の検討

（３）において整理した緑の将来構造及び基本方針等を踏まえ、本市の緑の配置方針について検討するものとする。また、地域特性、人口動態、緑被率調査、公園利用実態調査、人流データ分析結果等を踏まえ、重点的に保全すべき緑、機能向上を図るべき緑及び新たな創出を検討すべき緑を整理するとともに、緑のネットワーク形成に関する方針を検討するものとする。

さらに、公園緑地等については、公園の利用実態、圏域ごとの配置状況、施設機能及び維持管理状況等を踏まえ、将来の人口構造の変化等にも対応できる持続可能な公園ストックのあり方を検討し、既存公園の機能分担、適正配置、再編及び再整備に関する方針を整理するものとする。

（５）緑地の保全及び緑化推進のための施策の検討

前項までの検討内容及び現行計画の施策体系を踏まえ、施策の体系及び施策内容について検討するとともに、今後重点的に取り組むべき施策を検討するものとする。

また、市民アンケート、子どもアンケート、ワークショップ及び民間企業アンケートの結果を踏まえ、ニーズを反映した施策について検討するものとする。特に、民間企業アンケート結果を踏まえ、企業の緑化活動や地域貢献活動への参画意向を把握するとともに、公民連携による緑地保全、公園利活用及びウェルビーイングの向上に資する施策について検討するものとする。

さらに、これらの施策の実現に向けて、市・市民・事業者・関係団体等の主体ごとの役割分担及び協働のあり方について整理するとともに、多様な主体の参画を促進するための方策について検討するものとする。

（６）地域別方針の検討

市内の地域特性に応じたきめ細やかな緑地の保全、創出及び活用を図るため、令和８年度の検討成果を踏まえ、各地域の現況、課題及びニーズを整理するとともに、地域特性を踏まえた地域別方針について検討するものとする。

（７）緑化重点地区の設定

現行計画における緑化重点地区の考え方を踏まえるとともに、令和８年度の各種調査結果及び検討成果を基に、重点的に緑化を推進すべき地区について検討し、緑化重点地区を設定するものとする。また、当該地区における緑化の基本方針及び重点的に推進すべき施策について検討するものとする。

（８）計画推進体制の検討

現行計画における推進体制及び改定計画に位置付ける施策の内容を踏まえ、庁内関係部署、市民、事業者、関係団体等の主体ごとの役割分担を整理するとともに、多様な主体との協働による計画推進体制について検討するものとする。また、計画の実効性を確保するため、施策の進捗状況及び成果を把握・検証するための進捗管理のあり方について検討するものとする。

（９）審議会等の運営支援

①庁内検討会議の運営支援

関連する各部署が連携し施策を推進する観点から検討を行う庁内検討会議（１回）の開催にあたり、会議で使用する資料の作成を行う。なお、会議は４月・７月・１１月を想定。

②審議会の運営支援

水と緑のまちをつくる審議会（３回）で使用する資料の作成をするとともに、審議会に出席し、必要な支援を行う。なお、審議会は７月・１２月・２月を想定。

（１０）パブリックコメント支援

前項までの検討結果を踏まえ、「前橋市みどりの基本計画（素案）」を作成し、市担当者が指定する期日までに必要部数の紙資料及び電子データ（PDF等）を提出するものとする。また、パブリックコメントの実施に当たり、市民に分かりやすい概要資料等の作成を行うとともに、提出された意見について整理・集約し、市の指示に基づき意見に対する考え方（案）及び計画への反映内容（案）の作成を支援するものとする。

（１１）計画書のとりまとめ

前項までの検討結果等を踏まえ、「前橋市みどりの基本計画」及びその概要版を作成する

ものとし、併せてホームページの掲載用 PDF データの作成などの支援を行うものとする。

(12) 打合せ

業務の進捗確認と方針決定のため、市担当者と定期的な打ち合わせを行い、議事録の作成を行う。議事録は打ち合わせ後、概ね一週間以内に市へ提出すること。

なお、打ち合わせは4回を想定する。

(13) 成果品

- | | |
|--|-----|
| ①業務報告書（中間報告書を含む） | 1 部 |
| ②アンケート調査結果報告書 | 1 部 |
| ③公園利用実態調査結果報告書 | 1 部 |
| ④電子データ | |
| ・前橋市緑の基本計画 本編 （PDF 形式及び Word、Excel 等） | 一式 |
| ・前橋市緑の基本計画 概要版 （PDF 形式及び Word、Excel 等） | 一式 |
| ・緑被調査結果 GIS データ（シェープファイル） | 一式 |
| ・その他必要となる成果品（協議による） | |

本業務で作成・加工した GIS データ、集計データ、図表データ等については編集可能な形式で提出すること。また、受注者は、成果品の納入後であっても、成果品に誤り又は不備が認められた場合は、発注者の指示により受注者の責任においてこれを修正するものとする。

なお、電子データは市が指定する媒体に保存の上、提出するものとする。

また、本業務により作成された成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。

(14) その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上で決定する。